

<保護者の皆さまへ大切なお知らせ>

令和8年度から 高校生等奨学給付金が大きく変わります！

- 高校生等奨学給付金は、教材費など、授業料以外の教育費を支援する『返還不要の給付金』です。
- 令和8年度から対象世帯が拡充されます。対象となるかご確認ください！



🏠 対象世帯

- 保護者が佐賀県内に住所を有していることに加え、①～③のいずれかに該当する世帯

①生活保護世帯

②住民税所得割が非課税の世帯

③おおむね年収 270～490万円の世帯 ※

※県民税所得割額及び市町民税所得割額の合算額が 100 円～182,500 円未満の世帯

令和8年度から
対象世帯が広がります！

🔍 確認方法

以下の方法で、保護者全員の県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計を確認することができます

①【マイナンバーカードをお持ちの方】

マイナポータル「わたしの情報」の税・所得から確認 ⇒⇒⇒

②職場や自治体から発行される納税通知書などから確認



<マイナポータルURL>

⚠️ 注意事項

- ・生徒の国籍・在留資格等で対象となる世帯の範囲が異なります。
- ・家計が急変して上記の世帯になった場合も対象になります。
- ・保護者等が県外に住所を有している場合は、在住の都道府県へお問い合わせください。

給付額等の詳細は裏面へ➡

①支給対象者 ※次の全てに該当する世帯

(1)生徒の国籍要件

・生徒が高等学校等に在学し、以下の国籍・在留資格を有している

- ① 就学支援金・新制度の対象となる者
- ② 上記以外の者

(2)保護者等の所得に関する要件

・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

・保護者等全員の令和8年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が以下の世帯※1

ア 生活保護世帯

イ 住民税非課税世帯

ウ 所得割額の合算額が100円～105,500円未満の世帯(年収270～380万円世帯)※2

エ 所得割額の合算額が105,500円～182,500円未満の世帯(年収380～490万円世帯)※2

※1 家計が急変したことにより、保護者等の収入がイ～エの額まで激減した世帯も含まれます。詳細は学校事務室までお問合せください。

※2 国籍が②の生徒はウ、エの対象外となります。

②支給額(返還不要) ※世帯の状況により支給額が異なります

・生徒1人につき、年1回支給します。

対象	全日制・定時制	通信制
	年額	年額
生活保護受給世帯	32,300円	32,300円
非課税世帯	143,700円	50,500円
所得割額の合算額が 100円～105,500円未満 (②の生徒は対象外)	47,900円	16,830円
所得割額の合算額が 105,500円～182,500円未満 (②の生徒は対象外)	35,930円	12,630円

③申請の手続き

・受付期間は **令和8年7月17日(金)まで** となります。申請に係る書類は事務室からお受け取りください。

※佐賀農業高校のClassi・ホームページでも申請書をダウンロードできますのでご利用ください

問い合わせ先:佐賀農業高等学校事務室
電話番号:0952-84-2611